

## 除染特別地域・汚染重点調査地域の指定要件等の要素（案）

### 1. 除染特別地域の指定の要件

除染特別地域の指定の範囲は、警戒区域及び計画的避難区域としてはどうか（別添 1 参照）。

### 2. 汚染状況重点調査地域の指定の要件（第 3 2 条第 1 項）

汚染状況重点調査地域は、空間線量率が毎時 0.23 マイクロシーベルトを超える地域を指定することとしてはどうか。

#### <理由・考え方>

#### ① 指定要件の数値

追加被ばく線量が年間 1 ミリシーベルトを超えることを指定要件の基準とする。実際には、調査測定の結果は通常 1 時間値として得られることを踏まえ、年間 1 ミリシーベルトに相当する 1 時間値である毎時 0.23 マイクロシーベルトを指定要件とする（換算方法は別添 2 参照）。

なお、汚染状況重点調査地域の指定にあたっては、その地域の平均的な空間線量率に基づき判断することとする。

#### ② 指定要件に適合するか否かの判断に使用する調査結果

判断にあたっては統一的で信頼できる手法による調査結果を使用するのが望ましいこと、また地域指定をするまでの時間は限られていることを踏まえ、原則として、文部科学省の航空機モニタリング調査による地表面から 1 m の空間線量率のデータを使用する。自治体による調査結果で十分な信頼性があると認められるものがある場合（法 3 4 条 1 項に基づき省令で定める調査測定方法と同等以上の方法）、その調査結果により判断することも可能とする。

#### ③ 指定する地域の単位

原則として、指定は市町村単位で行うこととする。ただし、技術的・実務的に可能であれば、町や字等の区域単位で指定することも可能とする。

### 3. 汚染状況重点調査地域内の汚染状況の調査測定の方法（第34条第1項）

調査測定の方法として、省令又は告示・ガイドライン等において、

- ・測定機器（NaIシンチレーション式サーベイメータなど）
- ・測定条件（放射線量を測定する際における測定地点での高さなど）
- ・放射線量を測定する際の留意事項（測定機器が校正済みであることなど）
- ・調査測定においては公正性を確保すること

などを示してはどうか。

#### <理由・考え方>

既に示されている「学校等における放射線測定の手引き」（平成23年8月26日文科科学省・日本原子力研究開発機構）や「除染作業にあたってのモニタリングマニュアル」（平成23年8月26日原子力災害対策本部「市町村による除染実施ガイドライン」の別添3）などと整合性を図りつつ示す必要がある。

### 4. 除染実施計画を定めることとなる環境の汚染状態の要件（第36条第1項）

除染実施計画を策定することとなる区域は、空間線量率が毎時0.23マイクロシーベルトを超える区域を規定することとしてはどうか。

#### <理由・考え方>

#### ① 計画策定の要件の数値

追加被ばく線量が年間1ミリシーベルトを除染実施計画策定の要件の基準とする。実際には、調査測定の結果は通常1時間値として得られることを踏まえ、年間1ミリシーベルトに相当する1時間値である毎時0.23マイクロシーベルトを計画策定の要件とする。

なお、除染実施計画の策定区域の決定にあたっては、その地域の平均的な空間線量率に基づき判断することとする。

#### ② 除染実施計画を策定する区域の単位

緊急実施基本方針に基づく除染計画の策定状況や汚染状況重点調査地域の指定状況を踏まえ、基本的には毎時0.23マイクロシーベルトの範囲を示す線に基づいて、または街区等の詳細な区域単位で策定区域を決定する。

## 5. 除染実施計画の考え方（第36条第2項）

本省令では、除染実施計画の策定にあたり前提となる、汚染の状況に応じた除染方針を定める。具体的には、追加被ばく線量が年間5ミリシーベルト以上の区域は面的除染を実施する区域とし、追加被ばく線量が年間1～5ミリシーベルトの区域は、空間線量が局所的に高い場所の除染を実施する区域としてはどうか。

### <理由・考え方>

#### ① 追加被ばく線量が年間5ミリシーベルト以上の区域への面的除染の実施

住民の健康・安全の要請からは線量の高い生活圏の線量を低減する観点から除染を行うことが基本であること、比較的線量が低い区域においては、放射性物質の物理的減衰及び風雨などの自然的要因により一定の期間で追加的被ばく線量は年間1ミリシーベルト以下になることが期待できることなどを踏まえ、追加被ばく線量が概ね年間5ミリシーベルト以上の区域において面的な除染を行うこととする。

#### ② 「除染に関する緊急実施基本方針」に基づく市町村除染計画との関係性

特措法のもとの除染実施計画は、市町村の緊急実施基本方針に基づく除染計画とは異なり、法定受託事務として計画を策定するものとされている。

市町村が放射性物質汚染対処特措法に基づき策定する除染実施計画は、「除染に関する緊急実施基本方針」に基づく市町村除染計画と可能な限り整合性を図ることとするが、特措法に基づく除染実施計画については、特措法で今後定められる基本方針や環境省令で定められる事項に適合する改訂をしたらうえ、環境大臣への協議が必要となる。

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法  
(平成23年法律第110号・抜粋)

(除染特別地域の指定)

第二十五条 環境大臣は、その地域及びその周辺の地域において検出された放射線量等からみてその地域内の事故由来放射性物質による環境の汚染が著しいと認められることその他の事情から国が土壌等の除染等の措置並びに除去土壌の収集、運搬、保管及び処分(以下「除染等の措置等」という。)を実施する必要がある地域として環境省令で定める要件に該当する地域を、除染特別地域として指定することができる。

2～5 (略)

(汚染状況重点調査地域の指定)

第三十二条 環境大臣は、その地域及びその周辺の地域において検出された放射線量等からみて、その地域内の事故由来放射性物質による環境の汚染状態が環境省令で定める要件に適合しないと認められ、又はそのおそれが著しいと認められる場合には、その地域をその地域内の事故由来放射性物質による環境の汚染の状況について重点的に調査測定をすることが必要な地域(除染特別地域を除く。以下「汚染状況重点調査地域」という。)として指定するものとする。

2～5 (略)

(汚染状況重点調査地域内の汚染の状況の調査測定)

第三十四条 都道府県知事又は政令で定める市町村の長(以下「都道府県知事等」という。)は、環境省令で定める方法により、汚染状況重点調査地域内の事故由来放射性物質による環境の汚染の状況について調査測定をすることができる。

2～6 (略)

(除染実施計画)

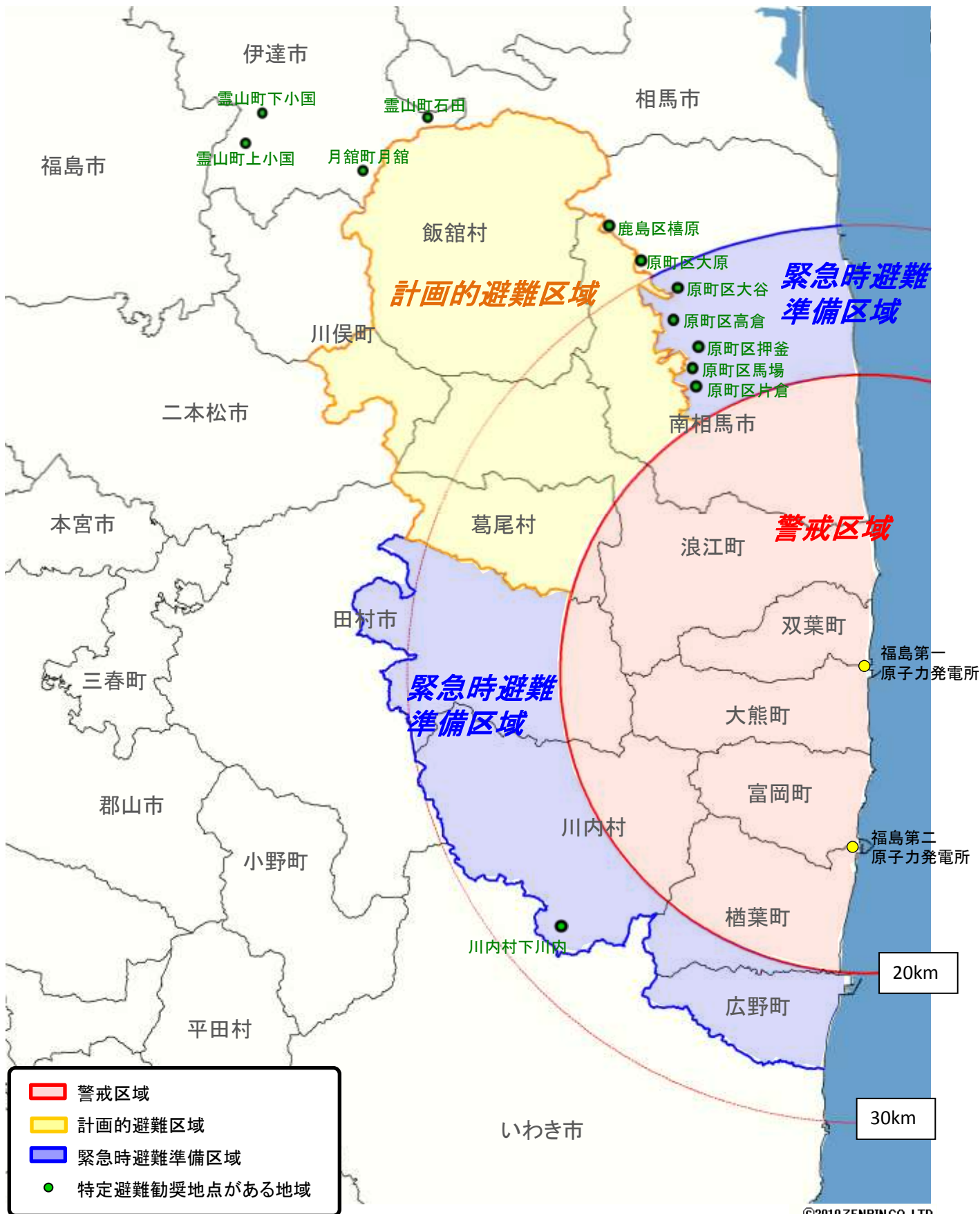
第三十六条 都道府県知事等は、汚染状況重点調査地域内の区域であつて、第三十四条第一項の規定による調査測定の結果その他の調査測定の結果により事故由来放射性物質による環境の汚染状態が環境省令で定める要件に適合しないと認めるものについて、除染等の措置等を総合的かつ計画的に講ずるため、当該都道府県又は市町村内の当該区域に係る除染等の措置等の実施に関する計画(以下「除染実施計画」という。)を定めるものとする。

2 除染実施計画においては、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 除染等の措置等の実施に関する方針
- 二 除染実施計画の対象となる区域

- 三 除染等の措置等の実施者及び当該実施者が除染等の措置等を実施する区域
  - 四 前号に規定する区域内の土地の利用上の区分等に応じて講ずべき土壤等の除染等の措置
  - 五 土壤等の除染等の措置の着手予定時期及び完了予定時期
  - 六 除去土壤の収集、運搬、保管及び処分に関する事項
  - 七 その他環境省令で定める事項
- 3～5 (略)

警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域及び特定避難勧奨地点がある地域の概要図  
(平成23年8月3日現在)



## 追加被ばく線量年間1ミリシーベルト、5ミリシーベルトの考え方

追加被ばく線量は、空間線量率の測定により確認することができ、追加被ばく線量年間1ミリシーベルト、5ミリシーベルトは、一時間当たりの空間線量率に換算すると、それぞれ毎時0.23マイクロシーベルト、0.99マイクロシーベルトにあたる。

その考え方は、以下のとおり。

## 追加被ばく線量の考え方

- ① 事故とは関係なく、自然界の放射線が元々存在し、大地からの放射線は毎時0.04マイクロシーベルト、宇宙からの放射線は毎時0.03マイクロシーベルトである。(出典：原子力安全研究協会「生活環境放射線」平成4年)。

※大地からの放射線、宇宙からの放射線はそれぞれ年間0.38ミリシーベルト、年間0.29ミリシーベルトであり、これを一時間当たりに換算(24時間 × 365日で割る)した数値

- ② 追加被ばく線量年間1ミリシーベルトを、一時間当たりに換算すると、毎時0.19マイクロシーベルトと考えられる。(1日のうち屋外に8時間、屋内(遮へい効果(0.4倍)のある木造家屋)に16時間滞在するという生活パターンを仮定)

※毎時0.19マイクロシーベルト × (8時間 + 0.4 × 16時間) × 365日  
= 年間1ミリシーベルト

- ③ 通常のガンマ線サーベイメーターでは、事故による追加被ばく線量に加え、自然界からの放射線のうち、大地からの放射線分のみが測定されるため(宇宙からの放射線は測定されない)、

$$0.19 \quad + \quad 0.04 \quad = \quad \underline{\text{毎時 } 0.23 \text{ マイクロシーベルト}}$$

$$0.19 \times 5 \quad + \quad 0.04 \quad = \quad \underline{\text{毎時 } 0.99 \text{ マイクロシーベルト}}$$

が、それぞれ追加被ばく線量年間1ミリシーベルト、5ミリシーベルトにあたる。